

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO. 7 2021年2月1日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

### 申第10号「休養室寝具の取扱いについて」幹事間で議論

1月27日、申第10号「休養室寝具の取扱いについて」で、地本は会社と幹事間で議論を行いました。

以下回答と主な議論です。

1. 休養室における就寝前の寝具の設置、起床後の片付け、布団の整頓にかかる時間により、休養のための時間が削られてしまい業務に支障をきたす恐れがある。寝具に関わる作業は、会社が手配すること。

**回答：**全職場のシーツ類と、使用の都度の交換となると作業量が膨大になり、これまでどおり関係会社において対応することは現実的に困難になることから、使用する社員自身がシーツ、掛布カバーの取り付けと取り外し、休養室使用後の寝具類の整理整頓等を行うこととした。

2. 使用者各自に任せる作業では、シーツやカバーの不使用や不交換による汚損や、カバーを廃止する毛布を介した感染症等の心配等がある。専門の業者が取り扱うよう、会社が手配すること。毛布はカバーを廃止しないこと。

**回答：**手配については前項回答のとおりであり、毛布については一般的に掛布の上で使われるため、カバーを無くしても衛生面の問題は無いと考える。

#### 《幹事間における主な議論》

- 組合 経費の問題でできないということなのか。  
会社 それもあるが、作業量の問題が発生し、関係会社で対応できない。  
組合 衛生面で問題ないと言うが、現在でも枕カバーやシーツを適切に使用してない社員がいる。衛生上、今後問題が発生するのではな

いかと危惧している。再検討すること。

また、C P A P 使用の人もおり、相当の時間が仕事のためにかかっている。ベッドメイクや片付けの時間を労働時間とすること。  
会社 業務外の休養室を利用する時間を労働時間とする考えはない。

以上